

(新) 生物多様性保全回復整備事業費

50百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

### 1. 事業の必要性・概要

生物多様性を適切に保全していく上では、全国各地で地域の自然的社会的条件に応じた保全施策が展開されることが重要である。

生物多様性基本法では、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて生物多様性保全施策を実施するものとされており、里地里山の生きものや地域レベルの希少種等の生息・生育空間での保全・回復を行う事業の必要性が高まっている。

このため、地方公共団体が地域の自然的社会的条件に応じて、自然環境の観点から重要とする地域の生態系を積極的に保全又は回復する先進的・効果的な事業に対し、以下のような考え方により、その工事に要する費用の一部を交付する。

○実施主体：都道府県

○対象要件：

- ・ 条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等
  - ・ 関係者間の連絡調整や科学的知見に基づき順応的な方法により実施する体制が確保されていること等
- (1) 生態系の保全を図るための侵入防止柵、土留め、標識・制札、その他保全施設の整備
  - (2) 生態系の回復を図るための植栽、池・水路の整備、その他生物の生息空間の整備

### 2. 事業計画（業務内容）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
生物多様性保全 回復整備事業					

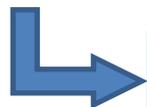
### 3. 施策の効果

地域における生物多様性の保全・回復を目的とした事業を支援することにより、国土全体の生物多様性の保全・回復を促進し、愛知目標の達成、自然共生社会の実現に資する。

## 背景

### 生物多様性基本法

- ・国は、国の施策として、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域等の保全等必要な措置を講ずることとしている。
- ・一方、地方公共団体は、地方公共団体の施策として、地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物多様性保全施策を実施することとされている。



地域レベルでの生物多様性の保全・回復が現実に目に見えるようにするには、具体的な施設の整備、生息空間の創出について支援していくことが必要。

## 対象事業

(1) 実施主体: 都道府県

(2) 対象地域: 条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等

(3) 事業内容:

生態系の保全を図るための侵入防止柵、土留め、標識・制札、その他保全施設の整備

生態系の回復を図るための植栽、池・水路の整備、その他生物の生息空間の整備

(4) 要件:

全国的な観点から波及効果が期待される先進的かつ効果的な取組であること

既存の国の支援事業の対象とされていない内容であること

学識経験者、関係行政機関、関係住民等からなる協議会を組織するなど、関係者間の連絡調整を行うとともに、科学的知見に基づき生態系の保全・回復の状況を監視し、順応的な方法により事業を実施する体制が確保されていること

(5) 交付金: 国費 1 / 2 以内

地域における生物多様性の  
保全・回復の促進



生物多様性保全回復整備事業  
(生物の生息空間の創出)